

令和7年3月27日

【照会先】 近畿厚生局兵庫事務所
所 長 安岡 祐子
指導課長 堀 孝彦
(電話) 078 (325) 8925

近畿厚生局兵庫事務所における個人情報を含む書類等の所在不明について

この度、当局にて次のとおり個人情報を含む書類が所在不明となった事案が2件発生しました。関係者の皆さまに深くお詫びするとともに、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。なお、いずれの事案についても現時点で個人情報の外部への漏えいは確認されておりません。

1. 事案の概要

(1) 事案1

健康保険組合から郵送された、訪問看護療養費支給申請書の写しが所在不明となった。それらの書類には、当該健康保険組合被保険者及びその被扶養者2名の個人情報（氏名、生年月日、性別、傷病名、診療内容及び被保険者等記号・番号）が記載されていた。

(2) 事案2

医療機関から郵送された、診療報酬の返還関係書類等及びそのデータが収録されたCD-Rが所在不明となった。それらの書類等には、当該医療機関の患者3名の個人情報（氏名、生年月日、性別、被保険者等記号・番号、診療年月、診療報酬点数の算定項目）が記載されていた。

2. 発生原因（事案1及び事案2共通）

郵便物としてそれらの書類等を受付担当者が受付処理した後、当該書類等に係る業務を担当する職員へ受け渡し完了するまでの間に所在不明となった可能性が高いことから、郵便物の受渡し及びその後の管理が不十分であったことが原因であると考えられる。

3. 本事案に関する対応状況

(1) 事案1

令和7年2月20日、当該健康保険組合へ、同月25日、被扶養者分も含め当該被保険者へ謝罪し、それぞれ御了解をいただいた。

(2) 事案2

令和7年3月5日、当該医療機関に謝罪し、御了解をいただいた。

当該患者3名のうち1名には、当該医療機関を通じて、謝罪不要と回答をいただいた。他2名は連絡が未だ取れていないが、当該医療機関の協力を得て、接触を試みているところ。

4. 再発防止策（事案1及び事案2共通）

郵送された文書は、必ず手渡しすることとし、その際、手渡された職員が受付簿に押印の上、速やかに施錠可能なキャビネット内に収納する。なお、キャビネットの鍵の管理者は、事務所内の幹部職員に限定し、施錠管理を徹底することとした。

また、個人情報の管理の重大性について、改めて近畿厚生局内全職員を対象に周知徹底し、職員の意識向上を図ることとする。